

白岡市給水条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震において、給水装置の復旧が長期化したことを受け、災害時においても、給水装置の復旧が円滑に実施できるよう、国からの地方自治法に基づく技術的助言により、供給規程の記載例が示されたことから、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。

2 改正の概要

(1) 第 9 条関係

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長等又は他の市町村長等が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 9 条第 2 項中、「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者」を加える。

(2) 第 14 条関係

第 14 条第 1 項中「非常災害、水道施設の損傷」を「災害等」に改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。